◉はじめに …… I

第１章 環境基本法と環境関連法の体系

◉環境法令とは …… 002
◉環境基本法とは …… 002
◉環境基準とは …… 004
◉大気環境基準 …… 004
◉水質環境基準（地下水含む） …… 005
◉土壌環境基準 …… [illegible]
◉騒音環境基準 …… [illegible]
◉法律・命令・告示等の種類 …… [illegible]
◉法律ー施行令ー規則の関連性 …… [illegible]

第２章 大気汚染防止法

◉法律の成立と経緯 …… 014
◉排出規制のしくみ …… 016
◉大気汚染防止法の概要 …… 018

１節：どんな汚染物質が規制されるのか? …… 020
２節：どんな施設が規制されているのか? …… 022
３節：事業者の義務（ばい煙） …… 026
４節：事業者の義務（VOC） …… 032
５節：事業者の義務（粉じん） …… 034
６節：事業者の義務（その他） …… 040

◉実務に役立つQ&A …… 044

第３章 水質汚濁防止法

◉法律の成立と経緯 …… 048
◉排水規制のしくみ …… 050
◉水質汚濁防止法の概要 …… 052

１節：どんな汚染物質が規制されるのか? …… 054
２節：どんな施設が規制されているのか? …… 056
３節：排水はどのように規制されているのか? …… 060
４節：地下水浸透規制がなぜ重要なのか? …… 066
５節：事故時の措置 …… 070

◉実務に役立つQ&A …… 072

第４章 土壌汚染対策法

法律の成立と経緯 …… 076
土壌汚染対策のしくみ …… 078
土壌汚染対策法の概要 …… 080

１節：土壌汚染リスクとは …… 082
２節：土壌汚染状況調査はいつ必要か? …… 084
３節：基準不適合土壌が見つかった場合 …… 094
４節：基準不適合土壌の処理 …… 098
５節：汚染土壌の搬出 …… 102

◉実務に役立つQ&A …… 106

第５章 騒音規制法・振動規制法

◉法律の成立と経緯 …… 114
◉騒音・振動規制のしくみ …… 116
◉騒音規制法・振動規制法の概要 …… 118

sample

1 節：騒音・振動の大きさ …… 120
2 節：騒音規制法 …… 122
3 節：振動規制法 …… 126

◉実務に役立つQ&A …… 130

第6章 省エネルギー法

◉法律の成立と経緯 …… 136
◉エネルギー規制のしくみ …… 138
◉省エネルギー法の概要 …… 140

1 節：工場等に係る措置等 …… 142
2 節：輸送に係る措置 …… 152
3 節：建築物に係る措置等 …… 154
4 節：機械器具等に係る措置 …… [illegible]

◉実務に役立つQ&A …… [illegible]

第7章 フロン排出抑制[illegible]

◉法律の成立と経緯 …… 164
◉フロン規制のしくみ …… 166
◉フロン排出抑制法の概要 …… 168

1 節：フロン排出抑制法ができるまで …… 170
2 節：法の対象となるフロン類、製品の定義 …… 172
3 節：フロンメーカー、製品メーカーの取り組み …… 174
4 節：製品ユーザーの取り組み …… 176
5 節：充塡回収業者の取り組み …… 190
6 節：再生・破壊業者の取り組み …… 194
7 節：第1種特定製品の廃棄等 …… 196

◉実務に役立つQ&A …… 198

第8章 化管法（PRTR法）

◉法律の成立と経緯 …… 204
◉化学物質規制のしくみ …… 206
◉化管法（PRTR法）の概要 …… 208

1 節：化学物質のリスクとは …… 210
2 節：PRTR制度 …… 212
3 節：SDS制度 …… 222

◉実務に役立つQ&A …… 228

第9章 毒劇法

◉法律の成立と[illegible]緯 …… 236
◉[illegible]劇物規[illegible]のしくみ …… 238
[illegible]概要 …… 240

[illegible]節：毒[illegible]・劇[illegible]とは …… 242
[illegible]節：[illegible]法の[illegible]係者[illegible]制等 …… 244
[illegible]録・届[illegible] …… 246
[illegible]節：毒物劇物取扱責任者 …… 252
5 節：取扱者全員が守るべきルール …… 254
6 節：情報の提供 …… 264

◉実務に役立つQ&A …… 269

第10章 消防法

◉法律の成立と経緯 …… 274
◉危険物規制のしくみ …… 276
◉消防法の概要 …… 278

1 節：危険物、指定可燃物とは …… 280

sample

2節：火災予防条例 …… 286
3節：消防法（施設） …… 294
4節：消防法（危険物の貯蔵・取扱い・運搬） …… 300
5節：消防法（取扱者・管理者） …… 306
6節：消防法（火災予防等） …… 308

◉実務に役立つQ&A …… 312

第11章 高圧ガス保安法

◉法律の成立と経緯 …… 316
◉高圧ガス規制のしくみ …… 318
◉高圧ガス保安法の概要 …… 320

1節：高圧ガスとは …… 322
2節：高圧ガスの製造 …… 324
3節：高圧ガスの貯蔵 …… [illegible]
4節：高圧ガスの消費 …… [illegible]
5節：高圧ガスの販売、移動、廃棄 …… [illegible]
6節：保安統括者等の届出 …… [illegible]
7節：容器に関する規制、危険時・事故時の措置 …… [illegible]

◉実務に役立つQ&A …… 346

第12章 廃棄物処理法

◉法律の成立と経緯 …… 350
◉廃棄物適正処理のためのしくみ …… 352
◉廃棄物処理法の概要 …… 354

1節：廃棄物の種類 …… 356
2節：廃棄物の処理とは …… 360
3節：廃棄物の保管 …… 364
4節：廃棄物を自社で処理する場合 …… 368
5節：廃棄物処理を他人に委託する場合 …… 370
6節：マニフェストとは …… 374
7節：産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の管理体制 …… 378
8節：その他 …… 380

◉実務に役立つQ&A …… 382

第13章 PCB特別措置法

◉法律の成立と経緯 …… 392
◉PCB処理・保管のしくみ …… 394
◉PCB特別措置法の概要 …… 396

1節：PCBとは …… 398
2節：廃棄物処理法におけるPCB廃棄物の取扱い …… 400
3節：PCB特[illegible]措置法 …… 406
4節：電気事業[illegible]、その他関係法 …… 414
[illegible]CB廃[illegible]物収集・[illegible]ガイドラインの概要 …… 416
[illegible]B廃[illegible]物の[illegible] …… 418

実務に[illegible]立つ[illegible]&A …… 420

第14章 労働安全衛生法

◉法律の成立と経緯 …… 426
◉労働現場におけるリスク管理のしくみ …… 428
◉労働安全衛生法の概要 …… 430

1節：ラベルの表示制度 …… 432
2節：リスクアセスメント …… 442
3節：化学物質関連の遵守事項 …… 448
4節：特定化学物質障害予防規則（特化則） …… 452
5節：有機溶剤中毒予防規則（有機則） …… 462

◉実務に役立つQ&A …… 468

sample

第2章

大気汚染防止法

1節　どんな汚染物質が規制されるのか？
2節　どんな施設が規制されているのか？
3節　事業者の義務（ばい煙）
4節　事業者の義務（VOC）
5節　事業者の義務（粉じん）
6節　事業者の義務（その他）

sample

2章 大気汚染防止法

この法律は、工場・事業場の事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物（VOC）及び建築物の解体等に伴う特定粉じん、その他粉じんの排出を規制し、さらに自動車排出ガスの許容限度を定めること等により、大気汚染を防止することを目的に制定された。

法律の成立と経緯

明治時代は、富国強兵や殖産興業政策による近代的な産業育成の弊害として鉱工業等による環境汚染、例えば、別子銅山からのばい煙による煙害（1893（明治26）年）が生じ、また1937（昭和12）年、群馬県安中の亜鉛精錬所のばい煙中のカドミウムが田んぼや畑に流出し、多くの人たちの病気の原因となりました。戦後は、高度経済成長に伴い多くの公害が発生し、1961（昭和36）年[illegible]しそく[illegible]4大公[illegible]病の一つといわれ、石油コンビナート近接地域[illegible]吸器疾患患者が多数発[illegible]ました[illegible]

これを契機にして、1962（昭和37）年にばい[illegible]の規制[illegible]律（「[illegible]煙規制法」）が制定され、ばい煙規制対象地域の指定、は[illegible]濃[illegible]排出基[illegible]設定、い煙排出施設の設置届出、ばい煙濃度の測定[illegible]ました[illegible]は、じんについては相当の効果がありましたが、硫黄酸化物の規制は緩く、大気汚染問題の解決には至りませんでした。1968（昭和43）年、ばい煙規制法を強化した大気汚染防止法が制定され、硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制、自動車排出ガスの規制、有害物質の規制等が立て続けに行われましたが、東京で光化学オキシダント（1970（昭和45）年）、大阪西淀川で自動車排ガスに対する訴訟（1978（昭和53）年）が起っています。

さらに1997（平成9）年にベンゼン等の有害大気汚染物質対策、アスベスト（石綿）飛散対策、2004（平成16）年には、トルエン等の揮発性有機化合物が新たに規制対象となり、2011（平成23）年の法改正で、ばい煙の排出状況の結果の未記載に対する罰則等が規定されました。また、水銀による大気汚染防止のために、2015（平成27）年には水銀排出施設対策が講じられています。

大気汚染防止法・年表（●：できごと、●：法令関係）

- ● 1893（明治26）年　別子銅山煙害事件（愛媛）が発生。
- ● 1937（昭和12）年　亜鉛精錬所煙害（群馬、安中）が発生。
- ● 1961（昭和36）年　四日市ぜんそく被害（三重）が発生。
- ● 1962（昭和37）年　ばい煙の排出規制等に関する法律制定。
- ● 1968（昭和43）年　前法律に代えて、大気汚染防止法の制定。
- ● 1970（昭和45）年　光化学スモッグ発生（東京）。
- ● 1970（昭和45）年　有害物質の規制、ばい煙の排出基準違反の直罰。
- ● 1974（昭和49）年　硫黄酸化物の総量規制方式の導入。
- ● 1978（昭和53）年　自動車排ガス公害（西淀川訴訟）（大阪）。
- ● 1981（昭和56）年　窒素酸化物の総量規制方式の導入。
- ● 1997（平成　9）年　指定物質（ベンゼン、PCE、TCE）及び指定物質排出施設の指定、有害大気汚染物質対策、自動車排出ガス規制対象の拡大、建築物の解体現場等のアスベスト飛散防止、事故時の措置の設定。
- ● 20[illegible]4（平成[illegible]6）年　揮[illegible]機化合物（VOC）を新たに規制対象、特定粉じ[illegible]排出等[illegible]業に係るアスベストの規制を強化。
- ● 20[illegible]（平成[illegible]2）年　[illegible]業者の[illegible]を設定（ばい煙排出状況の把握と排出抑制措置の[illegible]）。
- ● 20[illegible]（平成[illegible]3）年　[illegible]い煙の排出状況の結果の未記載の罰則設定。

Sample

排出規制のしくみ

大気汚染防止法では、「ばい煙」「揮発性有機化合物」「粉じん」「有害大気汚染物質」「自動車排出ガス」及び「水銀」の６種類を規制しています。

ばい煙の排出規制は、**施設ごとの排出規制**（濃度の規制）と、**工場ごとの総量規制**（工場単位で排出量を制限する規制）に分けられます。総量規制基準が設定されているのは硫黄酸化物と窒素酸化物（指定ばい煙）です。

揮発性有機化合物（VOC）は、一施設あたりのVOCの排出量が多く、大気環境への影響も大きい施設として、塗装関係、印刷関係、洗浄関係等６類型の施設を有する工場に対し、施設の届出、VOC排出濃度の測定等を科しています。

一般粉じんについては、**一般粉じん発生施設**の構造・使用・管理に関する基準（施設基準）が適用されます。**特定粉じん（石綿）**については、**特定粉じん発生施設**において敷地境界における大気中濃度の基準が、また石綿を使用している建築物等の解体・改造・補修に係る解体等工事の届出及び作業基準の遵守等が定められています。

有害大気汚染物質のうち、**指定物質**として指定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの３物質を排出する**指定物質排出施設**に対し、排出抑制基準が定められています。

自動車排出ガスについては、自動車が一定の[illegible]で運行する場合に発[illegible]大気に排出される**排出ガスの許容限度**が定められてい[illegible]

水銀については、水銀排出施設に係る届出と排出基[illegible]遵守[illegible]定さ[illegible]ます[illegible]

現場担当者が押さえておきたいこと

- 大気へ排ガスを排出している施設があるか確認する
- その施設の種類と規模、汚染物質の種類を確認する
- その施設の排出口における汚染物質の測定記録から排出基準を遵守しているか確認する
- 総量規制地域か否か、規制基準を確認する
- VOCの排出施設・工程、VOCの種類及び排出口における排出濃度を確認する
- 特定粉じん排出等作業を行ったことがあるか、そのときの届出が発注者であることを確認する
- 作業基準を遵守しているか確認する
- 水銀排出施設があるか確認する

排出規制のしくみ

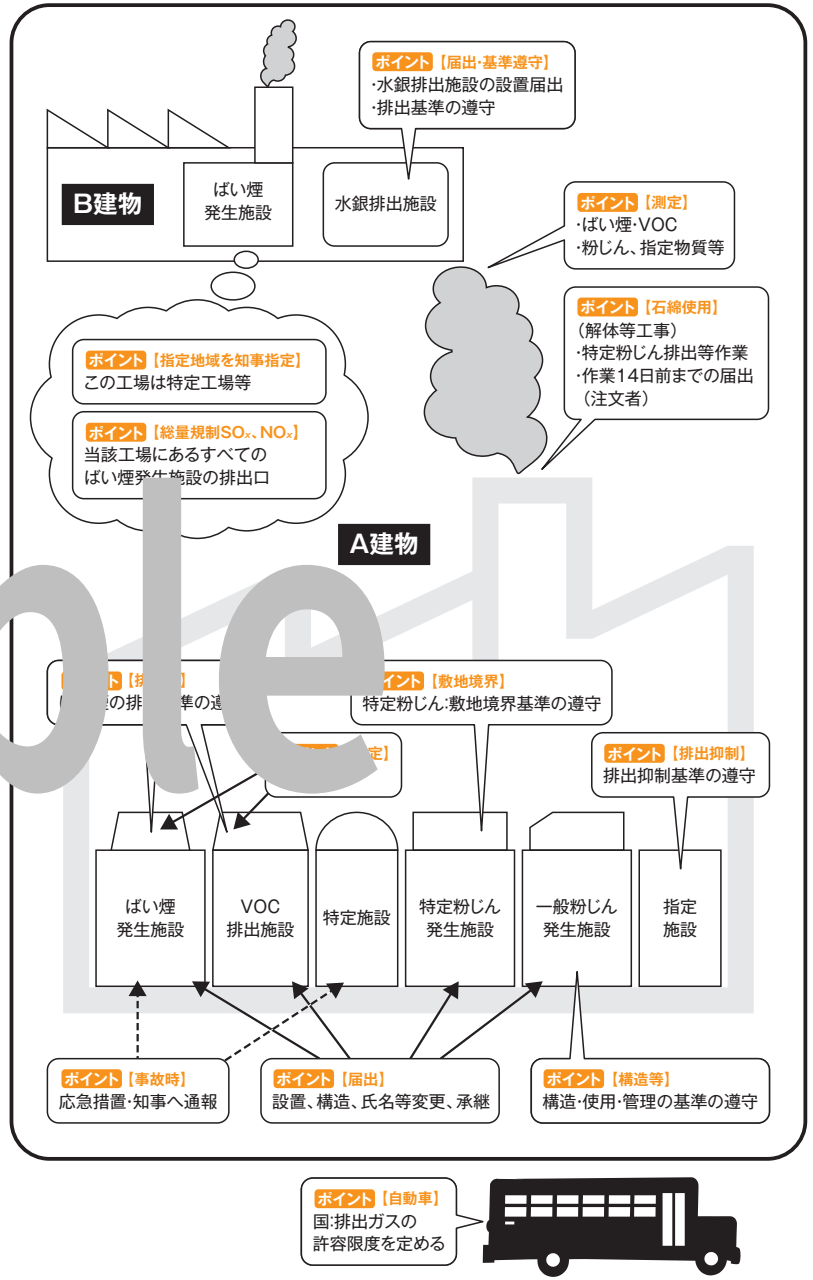

Sample

大気汚染防止法の概要

大気汚染防止法では、環境基本法で定められた環境基準（→5p）を達成するための具体策が定められています。

◉事業者への規制

本法では、規制対象物質（**1節**）、規制対象施設（**2節**）を定め、当該施設を設置している事業者に対して、規制対象物質を大気に排出する際の遵守義務を定めています。遵守義務違反により企業が摘発された事例には、法令に基づく測定や届出に係る義務違反（施設の設置、構造等の変更、あるいは廃止等の届出）が多く見受けられます。

工場・事業場（固定発生源）から排出・飛散する大気汚染物質について、**物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準及び設置者が守らなければならない義務**が定められています。規制対象物質は、ばい煙（**3節**）、揮発性有機化合物（VOC）（**4節**）、粉じん（一般粉じん・特定粉じん）（**5節**）、特定物質（**6節**）、有害大気汚染物質（**6節**）、自動車排出ガス（**6節**）です。また、水銀に関する水俣条約採択による法改正で、水銀の規制（**6節**）が定められました。大気汚染物質の排出者はこれらの基準を守らなければなりません。

◉行政の権限

行政（都道府県知事等）には、大気汚染の状況を常時監[illegible]る責[illegible]があるし[illegible]事業[illegible]の法遵守の監視役として、事業者に対して報[illegible]限や[illegible]入検査[illegible]権限が与えられています。

また、事業者の取り組みが十分でない場合には、改善命令等を発することができます。

◉無過失責任

本法の大きな特徴の一つとして、事業者に対する無過失責任の規定があります。民法上の過失責任の原則の例外となる規定で、公害問題の経験から事業者に非常に重い責任を課しています（無過失責任）。

事業場における事業活動に伴って有害な物質が公共用水域等に排出されたことにより、人の生命または身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、**故意または過失がない場合であっても**、これによって生じた損害を賠償しなければならないと定められている。

大気汚染防止法の体系図

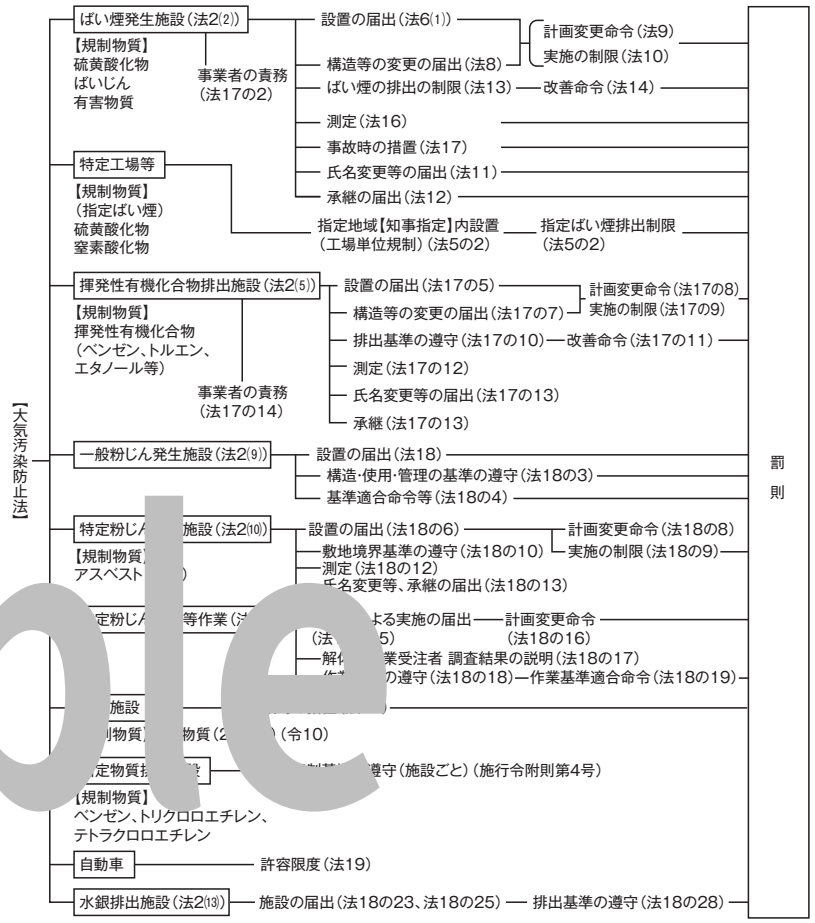

（（注）「水銀排出施設」とは廃棄物焼却施設、石炭火力発電所、石炭燃焼ボイラー等5施設）

法律の規定事項
- 第１章　総則（第１条・第２条）
- 第２章　ばい煙の排出の規制等（第３条～第１７条の２）
- 第２章の２　揮発性有機化合物の排出の規制等（第１７条の３～第１７条の１５）
- 第２章の３　粉じんに関する規制（第１８条～第１８条の２０）
- 第２章の４　水銀等の排出の規制等（第１８条の２１～第１８条の３５）
- 第２章の５　有害大気汚染物質対策の推進（第１８条の３６～第１８条の４１）
- 第３章　自動車排出ガスに係る許容限度等（第１９条～第２１条の２）
- 第４章　大気の汚染の状況の監視等（第２２条～第２４条）
- 第４章の２　損害賠償（第２５条～第２５条の６）
- 第５章　雑則（第２６条～第３２条）
- 第６章　罰則（第３３条～第３７条）

sample

1　どんな汚染物質が規制されるのか?

大気を汚染する物質には、**工場・事業場における事業活動**及び**自動車の使用に伴うもの**があります。以下の汚染物質が大気汚染防止法の対象になっています。

（1）ばい煙（法２(1)）

ばい煙とは一般的には、工場などで燃料（石油等）を燃やしたときに発生する「すす（煤）」や「煙」のことをいいます。法では、燃料その他のものの燃焼に伴い発生する**いおう酸化物**、燃料その他のものの燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生する**ばいじん**、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある**有害物質**を定めています。

（2）揮発性有機化合物（法２(4)）

揮発性有機化合物（VOC）は、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称で、浮遊粒子状物質（SPM）やオキシダントの生成原因となります。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチル等があり、塗料溶剤（シンナー）、接着剤等に含まれています。

（3）粉じん

粉じんとは大気環境中に浮遊する微細な粒子[illegible]物質の総称で[illegible]。法[illegible]粉じん**ものの粉砕・選別その他の機械的処理または[illegible]により発生し、飛散[illegible]物質**義されており、石綿その他の人の健康に係る被害を生[illegible]それの[illegible]物質[illegible]**定粉じ**[illegible]、それ以外を**一般粉じん**として分けています（法２(7)(8)）。

（4）特定物質（法17(1)）

物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、**人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質**として指定された28物質を特定物質といいます。

（5）有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、**低濃度であっても継続的に長期間摂取する場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの**と定義されており、既に大気汚染防止法で規制対象となっている「ばい煙」と「特定粉じん」は除外されます。全248物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質を**優先取組物質**、うち人の健康に係る被害を防止するため、排出・飛散を早急に抑制しなければならない3物質を**指定物質**と定義しています（法附則第9項、令別表第6）。

（6）自動車排出ガス（法２(16)）

自動車排出ガスとは自動車、原動機付自転車の運行に伴い発生する物質をいいます。

大気汚濁防止法が規制する汚染物質の種類

物質名	項目			条項
ばい煙		硫黄酸化物（SO_x）		法2(1)
		ばいじん	すす等	
		有害物質	カドミウム及びその化合物	
			塩素及び塩化水素	
			ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	
			鉛及びその化合物	
			窒素酸化物（NO_x）	
揮発性有機化合物	（約200種類）		トルエン、キシレン、酢酸エチル等、約200種類	法2(4)
粉じん		一般粉じん	セメント粉、石灰粉、鉄粉等	法2(7)(8)
		特定粉じん	石綿	
特定物質	（28物[illegible]	[illegible]	①アンモニア、②ふっ化水素、③シアン化水素、④一酸化炭素、⑤ホルムアルデヒド、⑥メタノール、⑦硫化水素、⑧燐化水素、⑨塩化水素、⑩二酸化窒素、⑪アクロレイン、⑫二酸化硫黄、⑬塩素、⑭二硫化炭素、⑮ベンゼン、⑯ピリジン、⑰フェノール、⑱硫酸、⑲ふっ化珪素、⑳ホスゲン、㉑二酸化セレン、㉒クロルスルホン酸、㉓黄燐、㉔三塩化燐、㉕臭素、㉖ニッケルカルボニル、㉗五塩化燐、㉘メルカプタン	法17(1)
有害大気汚染物質（248物質）	優先取組物質（23物質）	[illegible]質）	指定物質（3物質）①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン	法18の21
			その他（1物質）	
		指針（9物質）	①アクリロニトリル、②塩化ビニルモノマー、③水銀及びその化合物、④ニッケル化合物、⑤クロロホルム、⑥1,2-ジクロロエタン、⑦1,3-ブタジエン、⑧ひ素及びその化合物、⑨マンガン及び無機マンガン化合物	
		その他優先取組物質（10物質）	①アセトアルデヒド、②塩化メチレン、③クロム及び三価クロム化合物、④六価クロム化合物、⑤酸化エチレン、⑥トルエン、⑦ベリリウム及びその化合物、⑧ベンゾ[a]ピレン、⑨ホルムアルデヒド、⑩ダイオキシン類	
	優先取組物質以外の物質（226種類）※			
自動車排出ガス			一酸化炭素（CO）	法2(16)
			炭化水素（HC）	
			鉛化合物	
			窒素酸化物（NO_x）	
			粒子状物質（PM）	

※有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の二つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は、226物質となる。

Sample

2 どんな施設が規制されているのか?

（1）ばい煙発生施設（法２(2)、令２、令別表第１）

工場・事業場に設置されている施設であって、ばい煙を発生し、排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となる施設です。施行令では**33の項目に分けて、一定規模以上の施設を「ばい煙発生施設」に指定**しています（令別表第1）。

（2）揮発性有機化合物排出施設（法２(5)、令２の３、別表１の２）

法では、揮発性有機化合物（VOC）排出量が多いと思われる代表的な施設類型として、以下の六つを定めています。

- 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設
- 接着剤使用施設における使用後の乾燥・焼付施設
- 印刷施設における印刷後の乾燥・焼付施設
- 化学製品製造における乾燥施設
- 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設
- VOCの貯蔵施設

六つの施設類型のうち、規制対象となるのは一[illegible]あたりのVOC排出量[illegible]く、[illegible]環境への影響も大きい施設です。おおよそ年間50[illegible]排出量[illegible]安と[illegible]おり[illegible]れを判断する基準が、右表の「規制要件」となります。排[illegible]における排出[illegible]値も併[illegible]て載せました。

VOC 排出施設の類型とその例

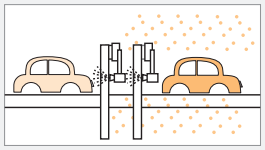

①塗装関係施設（例：塗装ブース）

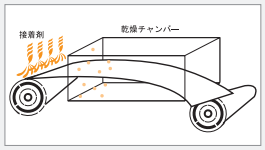

②接着関係施設
（例：接着剤のロールコーターの乾燥施設）

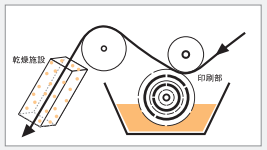

③印刷関係施設（例：グラビア印刷）

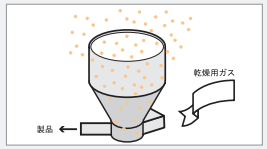

④化学製品製造関係施設（例：樹脂乾燥器）

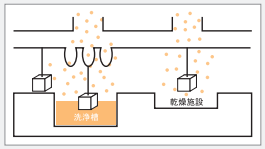

⑤工業用洗浄関係施設（例：洗浄槽）

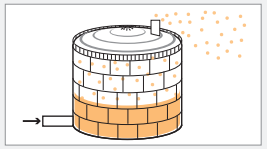

⑤VOCの貯蔵関係施設（例：固定屋根式タンク）

ばい煙発生施設の例

- **ボイラー**（熱風ボイラーを含み熱源として電気または廃熱のみを使用するものを除く）：伝熱面積 10m^2 以上であるか、またはバーナーの燃焼能力 50L/時以上
- **乾燥炉**：火格子面積 1m^2 以上、または燃焼能力が重油換算 50L/時以上、あるいは変圧器定格容量 200KVA以上
- **廃棄物焼却炉**：火格子面積 2m^2 以上、または燃焼能力が重油換算 200kg/時以上
- **ガスタービン、ディーゼル機関**：燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
- **ガス機関、ガソリン機関**：燃料の燃焼能力が重油換算 35L/時以上

VOC 排出施設と規制要件

		VOC排出施設	規制要件	排出基準（ppmC）
	塗装	塗装[illegible]（吹付[illegible]に限る）	排風機の排気風能力 100,000m^3/時以上のもの	自動車の製造用の塗装施設: 新設:400ppmC 既設:700ppmC
				その他の塗装施設: 700ppmC
		塗装[illegible]燥施設[illegible]（吹付[illegible]及び電[illegible]に係る物を除く）	送風機の送風能力 10,000m^3/時以上のもの	木材または木製品（家具を含む）の製造用の乾燥施設: 1,000ppmC
				それ以外の用に供する乾燥装置:600ppmC
	接着	印刷回[illegible]張積層板、[illegible]着シート、はく離紙または包装材料（合成樹脂を積層するものに限る）の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力 5,000m^3/時以上のもの	1,400ppmC
		接着用の乾燥施設（前項のもの及び木材・木製品（家具を含む）製造用の場合を除く）	送風機の送風能力 15,000m^3/時以上のもの	1,400ppmC
3	印刷	印刷用の乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力 7,000m^3/時以上のもの	400ppmC
		印刷用の乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力 27,000m^3/時以上のもの	700ppmC
4	化学品製造	VOCを溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設（VOCを蒸発させるものに限る。以下同じ）	送風機の送風能力（排風能力に同じ）3,000m^3/時以上のもの	600ppmC
5	洗浄	工業用のVOCによる洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄用に使うVOCを蒸発させる乾燥施設を含む）	洗浄施設においてVOCが空気に接する面の面積が 5m^{2}以上のもの	400ppmC
6	貯蔵	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃で蒸気圧20キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク（密閉式、浮屋根式を除く）	容量1,000kL以上のもの	60,000ppmC

※ppmC：炭素数1の揮発性有機化合物に換算した容量濃度。排出ガス1m^{3}に対するVOCの量（cm^3）として排出基準値が記載されている。

sample

（3）一般粉じん発生施設（法２⑽、令３、別表第２）

工場・事業場に設置されている施設で、一般粉じんを発生し、または飛散させるもののうち、その一般粉じんが大気汚染の原因となる施設をいいます（右表）。

（4）特定粉じん発生施設（法２⑾、令３の２、令別表第２の２）

工場・事業場に設置されている施設で、特定粉じん（石綿）を発生し、または飛散させるもののうち、その特定粉じんが大気汚染の原因となる施設をいいます（右表）。

（5）特定粉じん排出等作業（法２⑿、令３の４）

特定粉じん排出等作業とは次のように定義されています。

① 吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、または飛散させる原因となる建築材料（「特定建築材料」*）が使用されている建築物その他の工作物**（「建築物等」）を解体する作業、または

② 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業であって、その作業場所からの特定粉じんが大気汚染の原因となる作業

現在、特定粉じんとして指定されているものは、**石綿**です（令３の３）。

（6）特定施設（法17、令10）

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発[illegible]る物[illegible]のうち人[illegible]健康[illegible]は生[illegible]境に関する被害を生ずるおそれのある28の物質[illegible]物質）を発生する施[illegible]**定施**[illegible]いいます。この施設を工場・事業場に設置している場[illegible]定施[illegible]障[illegible]損等の[illegible]故が発生し、特定物質が大気中に大量に排出された場合[illegible]対応[illegible]めら[illegible]ます[illegible]

（7）指定物質排出施設

有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として**指定物質**（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエイレン）があります。この指定物質を大気中には排出し、または飛散させる右のような施設を**指定物質排出施設**といいます。ただし、密閉式のものは除きます。

＊「特定建築材料」とは、特定粉じんを発生し、または飛散させる原因となる建築材料のうち、次のものをいう。①吹付け石綿、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

＊＊「その他の工作物」とは、煙突、ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト等をいう。

一般粉じん発生施設

	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力:50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）または土石の堆積場	面積:1,000m^{2}以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト幅:75cm以上、またはバケットの内容積0.03m^{3}以上
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力:75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力:15kW以上

特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設	規模
解綿用機械、混合機、[illegible]用機械	原動機の定格出力:3.7kW以上
切断機、研磨機、切削[illegible]械、破砕機及び摩砕機、プレス（剪断加工用の[illegible]）、穿孔機[illegible]	原動機の定格出力:2.2kW以上

[illegible]定物質[illegible]施設[illegible]表第6[illegible]

◉ベンゼンの場合

・ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設（送風機の送風能力1,000m^3/時以上のもの）（ベンゼンの濃度が体積百分率60％以上のものに限る）
・ベンゼン回収用の蒸留施設（常圧蒸留施設を除く）
・ベンゼンの貯蔵タンク（容量500kL以上のもの）

◉トリクロロエチレンまたはテトラクロロエチレンの場合

・トリクロロエチレンまたはテトラクロロエチレン（以下、「トリクロロエチレン等」）を蒸発させるための乾燥施設（送風機の送風能力1,000m^3/時以上のもの）
・トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量5kL以上のもの
・トリクロロエチレン等の精製または回収用の蒸留施設
・トリクロロエチレン等の洗浄施設（トリクロロエチレン等が空気に接する面積が3m^{2}以上のもの）
・テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（処理能力30kg/1回以上のもの）など

Sample

第２章 ◉ 実務に役立つ Q&A

光化学オキシダント

Q：光化学スモッグはどのようにして起こりますか?

A：自動車の排ガスには、窒素酸化物や微粒子、炭化水素ガスが含まれています。工場からも同様に窒素酸化物や微粒子等が排出されます。春から夏にかけて日ざしが強く気温が高い日には、これらの物質が太陽の紫外線を受け、光化学オキシダントに変化し、この濃度が高くなると白いモヤがかかったようになります。この現象を光化学スモッグといいます。光化学スモッグが発生すると、目が痛くなったり、咳や涙が止まらなくなったりします。わが国では 1970 年代に多く発生し、その後減少しましたが、最近ではヒートアイランド現象等の影響で、気温の高い日が増えたこともあり、再び多く発生しています。（出典：神奈川県「環境Q&Aそら・大気汚染（空気の流れ）」）

ばい煙発生施設

Q：ばい煙発生施設からの排ガスについて、排[illegible]後に白煙[illegible]を設置している施設があります。構造は直火炉[illegible]、バ[illegible]ナー燃[illegible]により[illegible]煙防止を図っています。燃料使用量は重油換算[illegible]L／時以上となりま[illegible]これはばい煙発生施設に該当しますか?

A：ばい煙発生施設の排ガスを処理するための施設は[illegible]行令[illegible]表第1[illegible]当する施設がないため、ばい煙発生施設には[illegible]。（出[illegible]）

アスベスト

Q：建築物（事務所、店舗、倉庫等）**はアスベストの危険性がありますか？**

A：建築物においては、下記の用途としてアスベストが使用されている可能性があります。

・耐火被覆材等として吹き付けアスベスト

・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等

吹付けアスベストは比較的規模の大きい鉄骨等の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどです。建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせる等の対応が考えられます。（出典：厚生労働省）

アスベスト

Q：アスベストはどんな場所で使われているのでしょうか？

A：環境省では、大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場や、アスベストを使用している建物等の調査結果を公表しています。そこでは、工場・事業場、学校施設等、民間建築物、公共施設、その他に分けて調査結果が出ています。参考にして下さい。（出典：環境省）

特定施設による特定物質の発生について

Q：法第 17 条には、「（前略）**物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち**（中略）**政令で定めるもの**（「特定物質」）**を発生する施設**（「特定施設」）（後略）**」と規定されています。特定物質である 28 物質を原料として扱う施設は、特定施設となりますか?**

A：28 物質のうちいずれかが物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生するおそれがある施設はすべて特定施設に含まれます。（出典：環境省）

ばい煙発生施[illegible]届出

Q：[illegible]止届出[illegible]ったが撤[illegible]いない焼却炉（ばい煙発生施設である）**について、[illegible]者の[illegible]後の[illegible]変化に[illegible]再度使用する場合は、設置届出、使用届出の[illegible]れに[illegible]りま[illegible]？**

A：新[illegible]設[illegible]の届出[illegible]法第 11 条に規定する廃止届出を行った施[illegible]法規[illegible]象の[illegible]煙発生施設ですから、当該施設の再使用にあたっては、[illegible]第 6 条に[illegible]づく新[illegible]出が必要です。その際には当然、施設の排出基準は最新の基準が適用されます。（出典：環境省）

休止中の測定

Q：規則第 15 条では、「1 年間につき継続して休止する期間が 6 か月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年 1 回以上」とありますが、1 年以上休止中の施設も測定は年1回以上でしょうか?

A：休止中の施設はばい煙を排出しないため、測定の必要はありません。（出典：環境省）

複数ある排出口

Q：排出口（煙突経路）**が 2 か所あるばい煙発生施設の場合、どの排出口で測定すれば良いのでしょうか?**

A：排出口のすべてについて排出基準を満たすことが必要です。したがって、この

Sample